

Title	青森県亀ガ岡遺跡出土の漆塗土器について
Sub Title	Lacquered potteries from Kamegaoka Site, Aomori Prefecture
Author	藤村, 東男(Fujimura, Haruo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1973
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.45, No.3 (1973. 5) ,p.109(349)- 120(360)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19730500-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

青森県亀ガ岡遺跡出土の

漆塗土器について

藤 村 東 男

I

慶應義塾大学文学部民族学考古学研究室は、一九五〇年八月に「亀ガ岡式土器」の名称の由来として著名な青森県西津軽郡木造町亀ガ岡所在の縄文時代晩期に属する泥炭層遺跡の発掘調査を実施した（清水 一九五五）。亀ガ岡遺跡については、これまで多くの機会に紹介がなされ（清水 一九五九b 文献目録）、その優れた出土遺物によって、同じく青森県に存在する是川遺跡（甲野 一九三〇、杉山 一九三〇、喜田・杉山 一九三二、清水 一九六六、保坂 一九七二）と共に、我が国縄文時代の代表的な遺跡であることは衆知のことであるが、慶應大学によるところの調査結果はそれまでの東北地方縄文時代晩期に関する知見を大筋においては裏づけるものであつたと同時に、それらの知見に対し初めて科学的な判断の基準を示したものと云うことができよう。

ところで同研究室は地元所蔵家より多数の同遺跡出土遺物の寄贈を受け、それらの全てを一九五九年三田史学会より刊行された「亀ヶ岡遺跡——青森県亀ヶ岡低湿地遺跡の研究——」に、写真

図版をもつて掲載したが、その中にはいわゆる漆塗土器と呼ばれる表面に漆を塗布した土器が四点含まれており、なかでも彩文壺として紹介された資料は、赤と黒の二色の漆を塗り分け、文様を描いた稀な例と云わねばならぬものである。筆者は東北地方晩期縄文土器についての研究をすすめていくなかで（藤村 一九七二）、それら漆塗土器の存在に興味を引かれ、現在慶應大学に所蔵される亀ガ岡遺跡出土の漆塗土器の検討を行なつてきたりが、このたび前述した寄贈資料について新たに実測図を作成したうえでそれらを紹介し、合わせて漆塗土器に関する二、三の問題について考えてみたいと思う。

II

寄贈を受けた漆塗土器は、浅鉢形⁽²⁾三點、壺形一点の合計四点であるが、それぞれについて形態・文様等の説明を記すと次のようになる。

〔一〕（実測図1）

登録番号 二J一〇四

寄贈者 蛭名ユキ子

測定値 器高四・二釐、口径一五・〇釐、底径約三釐

胎土・色調 胎土は比較的荒く、断面の観察によると胎土の内部は黒色であるが、その外側の土器表面に接する部分は灰白色となつてゐる。なお漆塗布は褐色の加わった赤漆をもつて土器の内外両面くまなく行なわれてゐる。

形態 小突起の附された平縁の口辺から丸みをおびて弯曲し、不安定な感じの平底に連なる浅鉢形である。底部中央は五耗ほ

どくぼみ、アゲ底となつていて、そこで口辺から二・八纏下がり、胴部の割れ目から最短一・三纏の位置には、表側からの徑四・五耗の孔が円錐形に穿けられていて、その孔は土器の内側には達していない⁽³⁾。

文様 口辺部直下に沈線が二本水平にめぐる以外は、無文となつていて、

[二] (実測図2・拓影2)

登録番号 二J一二二四

寄贈者 秋田谷平一郎

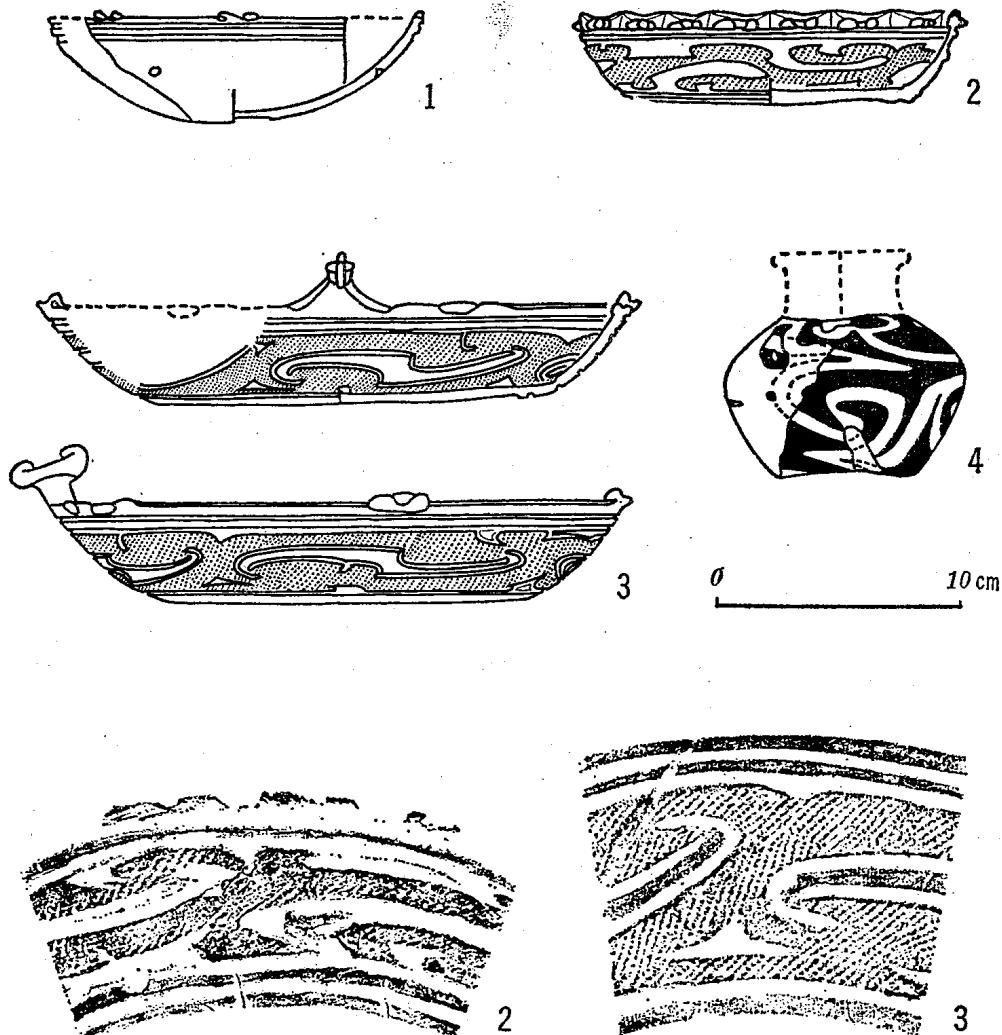
測定値 器高三・八纏、口径十五・二纏、底径一一

・五纏

胎土・色調 胎土は比較的荒いが、その色調は褐色の加わった灰色となつていて、漆塗布は土器の内外両面を黒漆で行なつていて、

形態 十八個のゆるやかな小波状口線から直線的にすばまた感じの胴部を経て、大きな平底に連なる丈の低い浅鉢形である。口縁直下の小波状間には、二個一組の小突起が沈刻によつて作りだされており、また内面の胴部と底部との境には一段落差が認められる。なお底部外面には、巻きあげ痕とおぼしき粘土紐の痕跡が観察される。

文様 口縁突起の下と底部外縁に沈線が二本ずつ水平にめぐり、その沈線によつて上下を区画され



漆塗土器実測図（拓影は縮尺 1/2）

部分が文様帶となり、磨消繩文によるX字状文が四回繰り返えして施されている。

(三) (実測図3・拓影3)

登録番号 二J一一五

寄贈者 対馬兼次郎

測定値 器高四・一糰、口径二三・二~二四・一糰、底径一五・四~一六・四糰

器土・色調 胎土は灰白色を呈する比較的荒い感じのものである。漆塗布は黒漆の下地の上に、褐色をおびた赤漆で内外両面に行なわれている。

形態 一個の大突起と小突起三個が附された口縁から、丸みをおびて大きな平底に連なる橢円形をした浅鉢形土器。土器内面の胴部と底部との境には、ケズリ取りによると思われる落差が一段認められる。

文様 口縁直下と底部外縁に沈線が二本めぐり、その沈線によつて上下を区画された胴部には、磨消繩文による雲形文を四回繰り返えして施文している。

(四) (実測図4)

登録番号 二J一一一

寄贈者 江良鉄太郎

測定値 現存器高六・五糰、胴部最大径九・八糰、底径五・四糰

胎土・色調 灰色をした胎土は荒く、漆塗布は黒漆の下地の上に、文様が赤漆にて描かれている。(実測図で黒くつぶした部

分が黒漆のあらわれているところである。)

形態 口縁及び頸部を欠くが、張り出した胴部から四つの突起

(四脚) の作りだされた底部に連なる壺形土器である。

以上寄贈を受けた漆塗土器の形態・文様等の特徴を述べてきたが、いまそれらを他遺跡出土の類似資料を求め、従来の東北地方晩期繩文土器の諸型式(山内一九三〇)との対比を行なってみることとする。まず〔一〕は突起と口縁直下の沈線以外には顯著な特徴を求めるのがたいが、その形態からみて大洞C₁式ないしはC₂式に比定することが妥当であろう。次の〔二〕は形態的にみて福島県いわき市寺脇貝塚出土土器P群第二類(b)の平底となるものときわめて類似しており(特に二七図三二七とは)、報告者はこれを大洞C₁式の典型としている(馬目一九六六)。〔三〕は口縁突起に特徴があるが、浅鉢形にこのような大突起が附される資料はあまり見あたらない。しかしこの突起を除いては、大洞C₂式と紹介されている岩手県二戸郡金田一出土の土器(芹沢一九六一七八図一五)と多くの一致点が見いだされる。ところでこれを大洞C₂式に比定すると、先に同C₁式とした〔二〕の資料とは、口縁突起を除きそれほど明確な差違を認めることは困難であろう。

最後に〔四〕は、全く同一の形態・文様をとる龜ガ岡遺跡出土のやや小形の壺形土器が、大洞C₁式として既に紹介されているが(八幡一九六三原色版),これらの資料を大洞C₁式に比定することは次のような疑問が生じてこよう。それは第一に細くくびれた直立する頸部(実測図4の場合は推定復原)から、直線的に

張り出した胴部から四脚の底部に連なる形態は、早くとも大洞C₂式以降のものであって、大洞C₁式には一般に見受けられない特徴であり、第二に胴部の二色の漆を用いて描かれている文様は、これまで同A式と考えられてきた浅鉢形の籠胎漆器内面の文様（伊藤一九六九）ときわめて類似したものであることから、この壺形土器を大洞C₁式とするには問題があり、形態文様から考えてこれを同C₂式あるいは同A式に比定すべきであると考えられる。

III

以上寄贈資料についての紹介を行なつてきたが、亀ガ岡遺跡からは一九五〇年の調査においてそれとは別に、二五点（他に胴部破片六点）に及ぶ漆塗土器の出土をみた。（第一表参照）報告者である清水潤三は、これらの資料の詳細なる検討を通じ、漆塗土器に関して次のような考察を行なつてゐる（清水一九五九b）。その要旨を記すと、

- ① 漆塗布がなされている土器を器形別にみてみると、皿形、壺形となるものが圧倒的に多く、他に注口、台付、脚付を呈するものも存在する。
- ② その場合皿形は表裏両面、壺形は表面のみに漆塗布が行なわれることが多い。
- ③ 漆には赤色、黒色、褐色を呈するものがあり、多くの場合黒色は赤色の下地に用いられ、なかには赤と黒の二色を併用し

トレンチ	A	B	C	合計
皿 台付 壺	4	10(1) ①	1	15(1) ①
注 脚	3(1) ②	5 1	1 ①	9(1) 1(2) ①
合 計	7(3)	16(3)	2	25(6)

第一表 亀ガ岡遺跡出土漆塗土器の個体数
○は胴部破片

（清水1959bより作成）

- て、文様を描きだした資料も見受けられる。
- ④ 漆塗土器はその胎土・焼成等において、他の精製土器と異なり、胎土は比較的荒く、鼠色に焼かれたものが多い。そのことから漆塗土器は製作にあたつて他の土器とは一応区別されていいたのではなかろうかと考えられる。
- ⑤ 破損した土器の割れ目に近く、相対する位置に小孔を穿ち、纖維の類をもつて縛縛したうえに、厚く漆を盛りあげ、補修を施した資料が存在する。
- ⑥ 最後に従来漆と做されてきた物質の化学分析を行なつた結果、その物質を漆であると断定することは困難であるが、それは漆であるとの可能性をも否定するものではないことを述

べ、同じく漆塗布がなされたとされてきた籠胎漆器の塗料についても同様の分析を行ない、その成分は土器の場合と異なり、アスファルトに近い物質である疑いが生じたことを指摘している。また土器に塗布された顔料のうち、赤色を呈するものを分光分析した結果それは鉄を主成分としたもので、その場合顔料としては酸化鉄があげられ、杉山寿栄男の説くところの水銀朱の使用については、否定的見解を示している。⁽⁴⁾

	上層	主要包含層	合計	漆塗土器
深 鉢	36	93	129(32.8)	
鉢 a	13	40	53	
	10	17	27	
b	19	55	74	
c		4	4	
d		1	1	
e		1	1	
小 計	42	118	160(40.8)	
台付鉢	1	5	6 (1.5)	
Ⅲ a				8
b				1
c				1①
小 計	8	31	39(10.0)	10① (2.5)
台付浅鉢		0①	0① (0)	0① (0)
壺 a		4	4	3
b		4	4	
c	3	6	9	1
d		1	1	
e		1	1	
f		2	2	
g		2	2	1
h	1		1	
不 明	13	20	33	
小 計	17	40	57(14.5)	5 (1.3)
注 口		1	1 (0.3)	1 (0.3)
香 炉		0①	0①(0)	
脚 付		0①	0①(0)	0 ①(0)
合 計	104	288③	392③(100.0)	16③(4.1)

第二表 龜ガ岡遺跡Bトレント出土土器の個体数と組成
比率()はパーセンテージ ○は胴部破片
(清水 1959 b より作成)

以上清水の考察は、それまで漆塗土器の研究の多くが漆塗布そのものに終始していた感があるので対し、塗布が行なわれる器形及びその位置、他の土器との胎土・焼成の相違、塗料・顔料の成分等について明らかにしたものであり、それゆえに清水の研究は漆塗土器に関して一応のまとまりをもつたものと云うことができよう。しかし以上のことがらは直ちに漆塗土器に関する研究の収束を意味するものではなく、むしろ今後問題とすべき漆塗土器と

同時期の土器との関係、また他の人工遺物、特に漆塗布（それがはたして漆であるかどうかは別にして）が行なわれたとされるいる土製品、木製品、籠胎漆器等との関連などを検討するうえでの基礎的な作業であると考えられてくる。

そこで筆者はまず漆塗土器と他の土器との量的な比較を行なうことによって、土器全体の中での漆塗土器の占める割合について明らかにすることとする。漆塗土器を器形別にみてみると、浅鉢形（皿形）と壺形に集中する傾向のあることは既に清水の指摘にあることであるが、これを土器全体の中での割合というかたちで示したもののが第二表の亀ガ岡遺跡出土土器の個体数と組成比率である。この表から漆塗布が行なわれている土器は全体の一割以下であり、全体での組成比率が圧倒的に高い深鉢・鉢形には一例も漆塗土器が存在せず、むしろ全体での数値が低い浅鉢形及び壺形などの器形に、漆塗布が集中して行なわれていることを指摘することができる。

以上の点は晩期中葉の亀ガ岡遺跡と時期的に類似した晩期初頭から中葉にかけての青森県八戸市是川遺跡、さらに漆ではなく朱を塗った土器の存在する晩期中葉の青森県東津軽郡三庭村宇鉄遺跡⁽⁵⁾出土土器においても認められることがらである。まずは是川遺跡の場合今日までに出土土器全体での個体数の集計がなされておらず、また第三表で示した個体数は重要文化財指定資料（保坂一九七二より作成）のみで集計したといった点での制約を受けていたために正確性を欠き、直接亀ガ岡遺跡出土土器での数値と比較

することは困難であろう⁽⁶⁾が、漆塗・朱塗土器が深鉢・鉢形には認められず、壺形、浅鉢形にその大半が集中していることからも、亀ガ岡遺跡と相似似た傾向を読み取ることができよう。

つづいて津軽半島の北端に位置する宇鉄遺跡においては、亀ガ岡遺跡と極めて類似した出土土器の組成比率を示すと共に、朱塗土器が深鉢・鉢形にはみられず、浅鉢形、壺形に集中することを

	是川 遺 跡		宇鉄遺跡 A トレンチ	
		漆塗 朱塗 土器		朱塗土器
深鉢	鉢	48(14.0)		545(69.1)
台付	鉢	31(9.0)	1(0.3)	138(17.5)
浅台付	鉢	58(16.9)	9(2.6)	44(5.7)
浅鉢	台付	13(3.8)	4(1.2)	1(0.0)
	壺	123(35.9)	45(13.1)	61(7.7)
注口	口	62(18.1)	3(0.9)	4(0.5)
香炉	手	7(2.0)	1(0.3)	
釣手	形	1(0.3)		
合	計	343(100.0)	63(18.4)	789(100.0)
				6(0.8)

第三表 是川遺跡と宇鉄遺跡出土土器の個体数と組成比率

() はパーセンテージ

(是川遺跡は保坂 1972より作成)

認めることができる。それに加えて近年発掘調査が行なわれた青森県北津軽郡板柳町土井I号遺跡においても丹塗の行なわれている土器は全て壺形、皿形（浅鉢形—筆者註）、台付浅鉢形であつ

たとの結果が報告され（村越・工藤一九七二）、是川・宇鉄両遺跡と共に先に示した亀ガ岡遺跡での結果をさらに裏づけるものであることは明らかであろう。

		文様施文						
	遺跡名	A	B	C	D ₁	D ₂	不明	合計
台付鉢	亀ガ岡 川 是 字 鉄				1			0 1 0
浅鉢	亀ガ岡 川 是 字 鉄	6 3			5 3 2	4① 3 2		15① 9 2
台付浅鉢	亀ガ岡 川 是 字 鉄	①			4			0① 4 0
壺	亀ガ岡 川 是 字 鉄	9① 13			22 1	3 10	3	6① 45 4
注口	亀ガ岡 川 是 字 鉄				① 1	② 2	1	1② 3 0
脚付	亀ガ岡 川 是 字 鉄						①	0① 0 0
香炉	亀ガ岡 川 是 字 鉄					1		0 1 0
合計		28②	0	0	37①	25②	4①	94⑥

第四表 漆塗・朱塗土器の文様施文別個体数 ○は脇部資料

ところで東北地方の晩期繩文土器には、ひとつの中形のなかで形態・文様等に多くの差違がみられ、それによつて他にあまり例をみないほど土器のバラエティーが富んでいることは衆知のことであろうが、そのような複雑な土器を類別するにあたつてこれまで多くの場合それらを精製土器、あるいは粗製土器といった呼称を用いて区分することが行なわれてきた。いま漆塗土器についてそのような点から検討を加わえてみるとするが、その類別作業に従来の精製・粗製土器の呼称を用いて行なうとすると、その用語例は研究者によつて適用のしかたや、基準が異なつて

いるため、本稿においては従来の区分とは別に、先に紹介した漆塗布による文様を除いたところの文様施文を基準として、晚期繩文土器を次の四類に分類して行なうこととする。

A類は全面が無文となるもの。B類は縄文が器面全体に施されているもの。そしてC類は胴部以下は縄文となるが、口縁直下は沈刻ないしは磨消縄文による文様帶がめぐるもの。最後にD類は文様帶が胴部にも及んで、場合によっては器面全体に施文が行なわれるもので、これは沈刻文ないしは陽刻文によるもの(D₁類)と、磨消縄文が施されるもの(D₂類)の二種に分けることができる。これらA～D類の区分を基として器形別に亀ガ岡・是川・宇鉢遺跡出土の漆塗・朱塗土器の文様施文の状態を示したものが第四表である。

第四表の数値から漆・朱の塗布が行なわれる土器の文様施文にはA類・B類が密接に結びつき、反対にB類・C類は含まれないことが明らかとなる。このうち塗布が行なわれないB類・C類を亀ガ岡遺跡出土土器でその器形をみてみると、その大半は深鉢・鉢形と一部壺形に限られるもようであり、先に述べたように漆・朱の塗布が行なわれる土器の器形には深鉢・鉢形が含まれないことと符合し、それを文様施文のうえからも裏づけるものとなろう。そこでこの点からみると東北地方の晚期縄文土器には、漆・朱の塗布が行なわれる可能性のある土器と、塗布を行なわない土器とが存在し、それを先の文様施文の状態と結びつけることによつて、大きくは文様施文がB類・D類の深鉢・鉢形、壺形と、そ

れ以外の土器といった二種の土器群に区分しうることが了解されるであろう。

次に漆・朱の塗布が行なわれるA類・D類について再度みてみると、亀ガ岡遺跡出土の壺形土器にみられるようにA類・D類の全てには塗布が行なわれておらず、A類・D類のなかにも塗布が行なわれる土器と黒色などに研磨され、塗布が行なわれていない土器の二者が存在していることが明らかとなる。⁽⁷⁾ ところがその二者は先のB類・C類とA類・D類との区分とは異なり、形態・文様等に多くの共通性を認めることができる。そのため両者の類別は形態・文様の差違以外の漆・朱の塗布の有無でしかなしえないことが注目される。

そこでA類・D類の土器に関し漆・朱の有無と形態・文様のうえでの差違とが直接結びついていないことから、その両者の土器が成形の段階では特別に区分されてはいなかつたのではないかということを考えられてこよう。云い換えれば両者は成形の段階では共通した形態・文様に作成されており、漆・朱の塗布を行なうか、否かの判断がある時点ではなされていたとしてもそれは土器成形そのものの段階ではなく、成形作業とは異なつた時点でのものではないかと想定されるのである。そのような成形時以外の段階のひとつとして、清水の指摘にあるような漆塗土器に用いる粘土 자체を区別していたのではないかという点に関しては、筆者も一部の資料から同様の観察結果を得てはいるが、それを一般的な傾向として認めるためには、その胎土の組成内容等を明らかにする

必要があり、それが充分なされているとは云えない現在においては、粘土の採集・利用にそのような区分がなされていたのではないかという程度にとどめ、その確定については将来の同方面での分析的研究の進展を待つこととしたい。

IV

以上漆・朱塗土器は器形のうえで浅鉢形、壺形に集中し、また文様施文がA類・D類となる傾向のあることを述べたが、次にその塗布される位置及びその塗布のしかた等について検討を加えることとする。まず漆の塗布される位置は土器面を内外両面に

	両面	外 面	内 面
浅 鉢	12	2①	1
台付浅鉢 壺	①	9① 1②	
口 付	①		
合 計	12②	12④	1

第五表 漆塗布の位置

○は胴部破片(亀ガ岡遺跡)

についてみてみると亀ガ岡遺跡出土の漆塗土器について

て文様を描いたもの二となり、赤色となるものが圧倒的に多く、黒色の場合赤色の下塗りとなっているものがかなりの数で見受けられるが、いずれにしても表面にあらわれるのは一色であり、このことから漆塗布は下塗りを除き一種類の色彩を用いて行なうことを原則としているものと考えられる。しかしながら二色の漆を併用して文様を描きだしているものが存在しており、亀ガ岡遺跡からもこれまでに浅鉢形四点(清水一九五九b、五二図二一〇、五八図二一五、図版二九の九、同一三)、壺形三点(清水一九五九b、図版一八の一一二一、同二一の三、八幡一九六六原色版二)の計七点が発見され、同遺跡の漆塗土器には二色の漆を併用して文様施文を行なっているものと、一色で塗りつぶしたものとの二者が存在することを認めることができる。このような漆塗に有文・無文の二者が存在することは、同じく漆塗布が行なわれたとされる籠胎漆器においても、同様に指摘することができ、それは宮城県栗原郡一迫町山王遺跡において、無文の籠胎漆器が大洞C₂式、有文のそれは同A式の遺物を出土する包含層から発見され、報告者は有文・無文の差違を時期差に基づくものであろうかとしている(伊東他一九六五、伊藤一九六九・七〇)。漆塗土器の場合有文・無文の差違を時期差におきかえることは、晚期中葉にその両者が存在していることから容易ではないが、晚期末葉になるにしたがって有文の資料が増加するといった傾向は認めることができよう。

さてここで注目されることは、土器と籠胎漆器との文様に多く

の共通性が認められ（伊藤 一九七〇）、さらに漆塗布によつて文様を描きだしているものが晩期末葉に多いといったことから、漆塗土器と籠胎漆器との関係が漆塗布を通じて密接であったことを指摘しうることである。漆の塗料としての利用には、松田権六の説くように、漆液の採集、生漆の精製、顔料の採集と添加、塗布、乾燥といったさまざまな操作を経なければならず、またその処理には熟練した技術を要するものであるとするなら（松田 一九六四）、前述した漆塗土器と籠胎漆器との漆塗布に多くの共通した側面が認められるることは、土器、漆器が共通した漆処理技術をもつてとり行なわれていたという点から考えて当然なことと云わねばならない。それゆえそのような性格を持つた漆塗布作業を理解するにあたって、先に述べた文様施文がA類・D類となる土器から漆塗布が行なわれる土器を、形態・文様のうえで区分することとは困難であり、漆塗布を行なうか否かの判断が土器成形以外の時点に行なわれたのではないかという点が思いおこされる。そこででは土器の成形作業と漆塗布作業とが、それぞれ密接な関係を有すると共に、漆塗布独自の動きを指摘することができよう。それは土器の漆塗布作業が、土器といった单一の遺物の枠にとどまらず、土製品、木製品、籠胎漆器等の複数の遺物に重なりあつた性格を持つたものであり、云い換えればそのような複数の遺物に重複した漆塗布作業を媒介として、土製品、木製品、竹製品の製作が土器の製作と何らかのかたちで結びついたものとして理解することができるということである。このようなある作業を媒介と

して、複数の遺物の製作が結びついていることのなかから、それぞれの遺物の製作に従事する者の姿がうかびあがり、さらに彼らの属する集団の内部での遺物製作に関する目的な構成を理解するためのひとつの手掛りが含まれているのではないかと考えられるのである。

最後に本稿作成にあたって資料利用の便宜を計られ、有益な御教示をたまわった本塾文学部民族学考古学研究室 清水潤三、江坂輝彌、鈴木公雄の諸氏に対しても、深く感謝の意を表するものであり、さらに本塾大学院及び学部の考古学専攻の学生諸君よりは、常に多くの啓発を受け、本稿作成の契機となつたことを記し、あわせて感謝したい。

(一九七二、十二稿)

註

(1) これらの資料の塗料が、はたして漆であるかどうかについて、清水の報文中にもあるとうり確定しがたいものであるが、今日まで漆であることをあえて否定する根拠も見い出しえないことから、本稿では一応その塗料を漆であると認めるこによつて論を進めることとした。

(2) 本稿で用いる土器器形の呼称は、鉢形土器以外は報告書による名称を用いたが、鉢形土器に関してのみ、深鉢・鉢形と浅鉢形の二区分による呼称を使用した。なおその区分の基準としては、高さが口径の二分の一以上を深鉢・鉢形とし、それ以下を浅鉢形とみなした。

(3) 穿孔と漆塗布との時間的前後関係については、孔の中と周辺部の漆とが剥脱していることから、塗布後の穿孔と考えられるなどを指摘しておきたい。

(4) なおこの点に関して小林行雄は、清水の酸化鉄であるとの見解に対し「若干の不安」を示している（小林 一九六二）。これは杉山の水銀朱であるとの実験結果に基づくものであろうが、小林は同書中において杉山の示した実験結果にも、「たしかに水銀朱と証明されたとはいえない」と述べ、酸化鉄・水銀朱への確定を差し控えているが、いずれにしてもその顔料の確定にあたっては、杉山が水銀朱であるとした是川遺跡出土の資料を、酸化鉄とした亀ガ岡遺跡出土資料と同じ方法をもつて分析するほかはないものと思われる。

(5) 一九五五年八月に慶應大学が、A（調査面積十平方米）とB（同八平方米）の二つの調査区を設けて、発掘調査を行なつたもので（清水 一九五九a）、晩期中葉の良好なる遺物の出土をみた。

(6) 是川遺跡出土土器の器形別組成比率はかつて杉山寿栄男によって行なわれたが（杉山 一九二八）、この数値は完形資料を中心とした集計で得られたものであるため、出土土器全体での組成比率を必ずしも正確に反映したものとは思われず、本稿においてはその利用を差し控えた。なお亀ガ岡遺跡出土土器を同様に完形資料のみで集計してみると注口土器を除き、そのほとんどが杉山の示した数値と近似し、是川遺跡の場合出土土器

全体での集計がなされたとすれば、亀ガ岡遺跡で示された組成比率とほぼ類似した数値が得られるのではないかと思われる。

(7) 亀ガ岡遺跡報文中（清水 一九五九b）の第三八図には、壺形土器が三個体掲げられ、そのうち二例（三九、四〇）には漆塗布が行なわれていると述べられているが、それら三個体を形態・文様のうえで区分することははなはだ困難なことと云わざるを得ない。

(8) 亀ガ岡遺跡出土の籠胎漆器七点（直良・江坂 一九四一、清水 一九五九b）のうち有文のものは、浅鉢形一点のみである。

文献

- 藤村東男 一九七二a 東北地方における晩期縄文時代の注口土器について（史学四四の二 一八九と二〇八頁）
同 一九七二b 批評と紹介 青森県八戸市教育委員会発行 保坂三郎編「是川遺跡出土遺物報告書」（史学四五の一 一〇九と一一五頁）
保坂三郎編 一九七二 は川遺跡出土遺物報告書（一と一一〇頁）
伊藤玄三 一九六九 東北（新編考古学講座三 三一四と三三）
伊東信雄・芹沢長介・伊藤玄三・林謙作・工藤雅樹 一九六五
第三六回総会研究発表要旨 五と六頁）
青森県亀ガ岡遺跡出土の漆塗土器について

史 学 第三十五卷 第三号

(三六〇) 一二〇

宮城県山王遺跡の発掘 (日本考古学協会昭和四〇年度大会研究発表要旨 一〇頁)

喜田貞吉・杉山寿栄男 一九三二 日本石器時代植物製遺物図録

小林行雄 一九六二 絲漆始源 (古代の技術 一一二・一二三頁)

甲野勇

一九三〇 青森県三戸郡是川村中居石器時代遺跡調査概報 (史前学雑誌二の四 三・二〇頁)

馬目順一

一九六五 繩文式土器 (寺脇貝塚——磐城市寺脇貝塚発掘調査報告 四五・八〇頁)

松田権六 一九六四 漆と漆芸 (うるしの話 二・一五四頁)

村越潔・工藤泰博 一九七二 青森県板柳町土井I号遺跡 (考古学ジャーナル七・八五頁)

直良信雄・江坂輝彌 一九四一 龜ヶ岡泥炭層遺跡出土遺物について (古代文化一二の三 八六・九五頁)

芹沢長介 一九六〇 龜ガ岡式土器 (石器時代の日本 一九七・二二三頁)

清水潤三 一九五五 青森県西津軽郡龍ヶ岡遺跡 (日本考古学年報三三四頁)

同 一九五九a 青森県東津軽郡宇鉄遺跡 (日本考古学年報八四四頁)

同 一九五九b 龜ヶ岡遺跡——青森県龍ヶ岡低湿地遺跡 (考古学民族学叢刊三一・一五六頁)

同 の研究—— (考古学民族学叢刊三一・一五六頁)

一九六六 是川遺跡 (一・四〇頁)

杉山寿栄男 一九二八 陸奥是川出土土器千個に対する土器分類

(日本原始工芸概説 一七四・一八二頁)

同 一九三〇 石器時代有機質遺物の研究概報——特に

「是川泥炭層出土品に就いて」 (史前学雑誌二の四 二一・四三頁)

山内清男 一九三〇 所謂龍ヶ岡式土器の分布と繩紋式土器の終末 (考古学一の三 一三九・一五七頁)

八幡一郎編 一九六三 世界考古学大系一

(補註) 第三表の宇鉄遺跡出土の深鉢・鉢形土器のなかには、底部の形状を明らかにしえないものがあり、台付鉢形となるものが一部含まれている可能性のあることを記しておく。